

小規模企業共済

経営セーフティ共済

いよいよ10月・11月恒例の “全国加入促進強調月間運動”が始まります

中小機構では、毎年10月1日から11月30日までの期間を「全国加入促進強調月間運動」と定め、加入検討者さまへの加入勧奨と制度普及の取組みを強化しています。この時期に加入促進強調月間運動を設定するのは、以下のような意義があります。

- 10月中の加入手続きで口座振替を設定すると、12月に掛金の口座振替が可能となり、年内に口座引落としされた金額を令和8年の税額控除対象とできること。
- 毎年12月の駆け込み需要の前に、可能な限り手続きを前倒しにし、年末の多忙な時期の集中を緩和できること。

令和8年度の新規加入目標件数は、小規模企業共済が70,000件、経営セーフティ共済が50,000件となっています。特に小規模企業共済につきましては、事業者の収益が判明しやすいこの時期から年末にかけてが、最も加入につながりやすいタイミングとなります。引き続き加入促進へのご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

共済業務・システム刷新に関する最新情報は 共済サポートnavi上に随時掲載していきます

中小機構では現在、共済業務・システム刷新の取組を進めておりますが、委託機関の皆さまに最新の情報を迅速に共有したいと考えております。共済サポート navi 上にある「委託団体または代理店向けページ」に随時最新情報を掲載していきますので、共済サポート navi の委託機関の皆さま向けページをぜひご確認ください。



共済サポートnavi : <https://kyosai-web.smrj.go.jp/index.html>



↓ 小規模企業共済委託団体ページ



小規模企業共済

委託団体のウェブサイトページ

代理店のウェブサイトページ

委託団体／代理店を選択

ID・PW
を入力

随時更新中！

来年1月からの共済契約約款等の変更点について、 10月にご契約者さま宛てに通知文書を送ります

昨今のキャッシュレス化に対するご要望を踏まえ、省令の改正に基づき、両共済の契約約款を2027年1月1日付で一部改正する予定です。そのため、ご契約者さまに約款の主な変更点についてご案内するべく、事前に通知文書を送る準備をしております。10月より順次、各共済で1通ずつご契約者さま宛てに発送する計画です。委託機関の皆さまには、事前に主な内容について下記の通りお知らせいたしますので、ご契約者さまへの口座振替のご案内を、何卒よろしくお願い申し上げます。 ※実際の送付物には、変更が入る場合がございます。

小規模企業共済

小規模企業共済契約約款等の一部改正について

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度、**小規模企業共済契約約款**及び**小規模企業共済法施行規則**の一部を改正する予定です。あらかじめ、お知らせいたします。

■改正日
2027年1月1日

■改正対象
・小規模企業共済契約約款
・小規模企業共済法施行規則

■主な改正内容
・2026年12月末をもって、現金による掛金納付の取扱いを終了いたします。
掛金納付については、これまでの「委託団体払い」「納付票払い」「納付票払い」がございましたが、2027年1月以降は、原則として預金口座振替に統一します。
・掛金増額時の現金による掛金納付の取扱いは、2026年12月末をもって終了いたします。

特設ページのご案内
共済サポートnaviに特設ページを開設しております。当該サイトにもよくあるご質問を掲載しておりますので、ご確認ください。

■よくあるご質問
Q1. 必要な手続きはありますか？
A1. 預金口座振替による掛金納付されている方(毎月18日に現金が振替されている方は、本改正に伴うお手続きは不要です。振替日は、お手元の通帳などでご確認ください。
Q2. 2026年12月末に掛金納付(前納)することはできますか？
A2. 増額分を2026年の所得控除対象とすることを希望の場合は、以下のいずれかのお手続きを行ってください。
①掛金口座振替で納付する場合
2026年10月までに掛金増額届(増額)のお手続きを行ってください。
②掛金を現金で納付する場合
2026年12月の最終納付期日の最終営業日まで、窓口で現金を添えて「掛金月額変更(増額・減額)申請書」をご提出ください。
Q3. オンラインで掛金増額の手続きはできますか？
A3. 可能です。増額分を2026年の所得控除対象とすることを希望の場合は、2026年10月までにお手続きください。

小規模企業共済契約約款等の一部改正について

■改正日：2027年1月1日

■改正対象：小規模企業共済契約約款、小規模企業共済法施行規則

■主な改正内容：

- ・2026年12月末をもって、現金による掛金納付の取扱いを終了
- ・掛金納付については、これまでの「委託団体払い」「納付票払い」は、2027年1月以降は原則として、預金口座振替に統一
- ・掛金増額時の現金による掛金納付の取扱いは2026年12月末をもって終了

小規模企業共済の掛金納付方法について

- ・現在、預金口座振替により掛金納付されている方[※]は、**お手続き不要**
- ・掛金月額の増額に伴う委託機関窓口での**現金による掛金納付(前納を含む)**は、**2026年12月の委託機関窓口の最終営業日まで可能**(例年12月の窓口は大変混雑するため、12月初旬までを目安にお手続きください)
- ・2027年1月以降、掛金増額時の納付方法は、原則として**預金口座振替**となる

※預金口座振替以外の方法で掛金納付されている場合

- ・2026年5月より毎月郵送しておりますご案内の書面にてお願いしておりますとおり、預金口座振替への変更手続きをお願いいたします。
- ・お手続きには一定の期間を要しますので、2027年1月から預金口座振替を開始するためには、2026年12月初旬までにお手続きをお願いいたします。
- ・2027年1月以降、掛金納付票等を送付しません。預金口座振替への変更手続きが行われない場合、掛金未納となり、未納が継続する場合、契約解除の対象となりますので、ご注意ください。

※2027年1月以降、小規模企業共済新規加入申込時の現金納付も不可となりますのでご注意ください

経営セーフティ共済

中小企業倒産防止共済契約約款等の一部改正について

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度、**中小企業倒産防止共済契約約款**及び**中小企業倒産防止共済法施行規則**の一部を改正する予定です。あらかじめ、お知らせいたします。

■改正日
2027年1月1日

■改正対象
・中小企業倒産防止共済契約約款
・中小企業倒産防止共済法施行規則

■主な改正内容
・2026年12月末をもって、現金による掛金納付の取扱いを終了いたします。
掛金納付については、2027年1月以降は原則として預金口座振替に統一します。

特設ページのご案内
共済サポートnaviに特設ページを開設しております。当該サイトにもよくあるご質問を掲載しておりますので、ご確認ください。

https://kyosai-web.smrj.go.jp/information/index.html

■よくあるご質問
Q1. 買付制度や就労時の解約手数料について、変更はありますか？
A1. 本改正に伴う変更はありません。
Q2. 必要な手続きはありますか？
A2. 本改正に伴うお手続きは不要です。
Q3. 「原則として預金口座振替に統一する」とは、どのような意味ですか？
A3. 中小企業倒産防止共済では、掛金納付方法として、預金口座振替、委託団体払いがございますが、委託団体払いを廃止し、預金口座振替に統一することを目的としております。現在、預金口座振替で掛金納付されている契約者様には影響ございません。

中小企業倒産防止共済契約約款等の一部改正について

■改正日：2027年1月1日

■改正対象：

中小企業倒産防止共済契約約款、中小企業倒産防止共済法施行

■主な改正内容：

- ・2026年12月末をもって、現金による掛金納付の取扱いを終了
- ・掛金納付について、2027年1月以降は原則として預金口座振替に統一

10月1日より閲覧可能！

共済サポートnaviに特設ページを開設

<https://kyosai-web.smrj.go.jp/information/index.html>



『掛金控除証明書』の発行について

●「掛金控除証明書」の発送時期およびお届け先

発送時期	対象者	お届け先
令和8年 11月中旬～下旬	- 令和8年9月までに「現金あり」で加入し、同年1月～9月までに掛金を納付した方（当期間が前納中であつた方を含む※1） - 令和8年7月までに「現金なし」で加入し、同年9月までに口座振替をした方	ご登録住所※2
令和9年 2月中旬	- 令和8年10月～12月に「現金あり」で加入した方 - 令和8年10月までに「現金なし」（「オンライン」）での申請を含む※4）で加入し、同年10月～12月までの間に初回の口座振替をした方 - 令和8年1月～9月に掛金の払込みがなく、かつ令和7年12月以前に令和8年1月～9月分の掛金の前納をしていない方で、令和8年10月～12月にのみ掛金を納付した方	ご登録住所※3

※1: 令和8年1月～9月に掛金の払込みがなく、かつ前納掛金で令和7年中に充当するものがない場合、11月発送予定の「掛金控除証明書」は発行されません。

※2: 住所に変更があつた場合、**令和8年10月9日（金曜）**までに中小機構に住所変更手続きの書類が届いている方、またはオンラインで住所変更手続きが完了している方は変更後の住所に「掛金控除証明書」を送送します。

※3: 住所に変更があつた場合、**令和9年1月8日（金曜）**までに中小機構に住所変更手続きの書類が届いている方、またはオンラインで住所変更手続きが完了している方は変更後の住所に「掛金控除証明書」を送送します。

※4: オンラインで令和8年11月以降に加入した方は、当年中に控除できる金額はないため、「掛金控除証明書」は発行されません。

●「掛金控除証明書」の記載内容

令和8年11月発送の「掛金控除証明書」には、従来からの「掛金月額」に加えて、令和8年1～9月の「お払込み済額」、10～12月の「お払込み予定額」、「前納減額金お支払額」、これらをもとに算出された「控除額」が記載されています。

令和9年2月発送の「掛金控除証明書」には、「掛金月額」に加え、令和8年の「お払込み済額」、これをもとにした「控除額」が記載されています。

なお一括納付や月額変更等を申請された場合、年間の控除額を記載できないこともあります。その際は年内に払込んだ掛金総額を計算し、その年に前納減額金を受け取っていただければ、その掛金総額から差し引いて申告していただきます。

掛金控除証明書（11月発送）のイメージ

年末調整・確定申告時の記入方法

【令和8年11月発送対象者】

記載された「控除額」を申告していただきます。10月～12月の払込み状況については、念のため、掛金を払込んだことが記帳された通帳等の写しを添付して申請するよう、ご案内をお願いいたします。

【令和9年2月発送対象者】

記載された「控除額」を申告していただきます。

● 「掛金控除証明書」の電子交付について

令和8年11月発送対象者は、11月下旬までに「小規模企業共済オンライン手続きポータル」にて利用者登録をして、e-私書箱との連携が完了していれば、11月下旬に一括で電子交付されます。その後は利用者登録をして、e-私書箱との連携が完了後、随時電子交付されます。

令和9年2月発送対象者は、2月中旬までに「小規模企業共済オンライン手続きポータル」にて利用者登録をして、e-私書箱との連携が完了していれば、2月中旬に一括で電子交付されます。その後は上記と同様に、随時電子交付されます。

小規模企業共済

『掛金控除証明書』の再発行について（紛失時）

例年、確定申告の時期には「掛金控除証明書」の紛失等による再発行の依頼が共済相談室に多く寄せられるため、電話が大変つながりにくくなります。

届出住所に変更のないご契約者さまは、**プッシュホン電話による「定型書類の自動発送サービス」と、オンラインによる共済サポートnavi上での再発行申請が利用可能です。**オンラインによる請求（入力項目は共済契約者番号・氏名・メールアドレス・電話番号・請求部数）は、大変便利です。

まだご存知ではないご契約者さまがいらっしゃいましたら、ぜひご案内をお願いします。1週間程度で登録されている住所にお届けします

また届出住所に変更があるご契約者さまにつきましては、共済相談室へお申し出いただくとともに、「**届出事項変更申出書**」のご提出をしていただくようご案内をお願いします。なお届出住所の変更はオンラインでも受付が可能です。

再発行手続き 【自動発送サービス】

自動発送サービスの利用方法

プッシュホン電話で「☎042-567-3308」までおかけください

「共済契約者番号(7ケタ)」と「CD(2ケタ)」を入力し、「# (シャープ)」を押す

生年月日の「月日」と「# (シャープ)」を押す

契約者番号の確認が済んだら、「依頼書類番号」**「355 # (掛金控除証明書)」**を入力する。

連絡先の「電話番号」を入力し、「# (シャープ)」を押せば、再発行の受付は完了です

再発行手続き 【オンライン】

再発行画面の表示方法

共済サポートnavi、画面右にある「**ご契約者様はこちらから**」をクリック

表示されたページ内の「**小規模企業共済 詳しく見る**」中の「**通知物・証明書**」をクリック

「**証明書類**」中の「**掛金控除証明書**」にある「**説明ページへ**」ボタンをクリック

表示されたページ「**再発行**」の「**『掛金控除証明書』再発行専用フォーム**」をクリック

表示されたページに〈共済契約者番号〉〈氏名〉〈メールアドレス〉〈請求部数〉〈電話番号〉をご入力いただき、**確認**をクリックすると再発行の受付が完了します

小規模企業共済

経営セーフティ共済

12月は前納集中月です(預金口座振替日について)

預金口座振替が確実に行われるよう、ご契約者さまにご案内をお願いいたします

12月は、小規模企業共済、経営セーフティ共済ともに、多くのご契約者さまが掛金を前納されます。年末を控え、ご契約者さまにとって忙しい時期を迎えることとなりますので、前納掛金等の預金口座振替が確実に行われるよう、対象となるご契約者さまからの問い合わせがありましたら、ご案内をよろしくお願いいたします。

小規模企業共済

掛金の預金口座振替日は **12月18日(金曜)** です

小規模企業共済の掛金引き落とし方法は「毎月払い」・「半年払い」・「年払い」の3種類です。12月は、掛金を「年払い(12ヵ月分)」で引き落としされるご契約者さまが、多数いらっしゃいます。特に令和7年12月に加入されたご契約者さまにつきましては、金融機関における口座設定の不備や、ご契約者さまの資金不足による振替不能等の理由により、令和8年12月の口座振替ができないことがありますので、ご契約者さまからの問い合わせがありましたらご案内をお願いいたします。

Q.

12月の口座振替日に、残高不足で「年払い(12ヵ月分)」の引き落としができなかった場合はどうなりますか？

A.

今年(年内)は年払い分の再請求はせず、振替不能となります。翌月(翌年1月)は請求が中断され、翌々月以降の請求は次ページのとおりとなります。なお、翌年の12月(半年払いの場合は6月)には、再度12ヵ月分(半年払いの場合は6ヵ月分)の請求が行われます。

※年内に振替が行われなかった掛金は、令和8年分の所得控除対象にできません

経営セーフティ共済

掛金の預金口座振替日は **12月28日(月曜)** です

すでにご契約者さまとなっている方が前納する場合は、「掛金前納申出書」(様式㊤214)を**12月7日(月曜)**までに、中小機構へご提出(オンライン申請の場合は**12月5日(土曜)午後11時59分**までに手続き完了)いただく必要があります。提出期限を過ぎての手続きや、振込みによる前納はできませんのでご注意ください。

Q.

残高不足で引き落としができなかった場合は、どうなりますか？

A.

前納分の再請求はせず、今年(年内)は振替不能となります。1月は請求が中断され、2月に3ヵ月分の請求を行い、その後は毎月の請求となります。再度、前納を希望する場合は、あらためて「掛金前納申出書」(希望月2月以降)を提出いただくよう、ご案内ください。

※年内に振替が行われなかった掛金は、当該事業年度の損金または事業所得の必要経費に算入できません

すでにご契約者さまとなっている方の掛金の前納手続きについて

12月に前納を希望する場合、中小機構への書類提出期限は、小規模企業共済は11月20日（金曜）まで、経営セーフティ共済は12月7日（月曜）までです。

<掛金の前納手続きの要領> 令和8年12月に掛金の前納を希望する場合

		小規模企業共済	経営セーフティ共済 (中小企業倒産防止共済制度)
提出書類		「掛金一括納付申請書」（様式小205） 共済サポートnaviからダウンロード可能 オンライン申請も可能※ (※マイナンバーカードをお持ちの方)	「掛金前納申出書」（様式㊸214） 共済サポートnaviからダウンロード可能 オンライン申請も可能※ (※GビズIDプライムのアカウントをお持ちの方)
注意事項		記入事項を確認してください。 ①記入漏れがありませんか。 ②誤記入がありませんか。	記入事項を確認してください。 ①記入漏れがありませんか。 ②誤記入がありませんか。 ③この前納申出額により積立限度額の800万円を超えないかご確認ください。 ④12月に前納を希望する場合は「前納希望年月」欄は「令和8年12月」と記入してください。
中小機構への提出期限		令和8年11月20日(金曜)までに到着したもの オンライン申請の場合は11月20日(金曜)午後11時59分までにお手続きが完了したもの	令和8年12月7日(月曜)までに到着したもの オンライン申請の場合は12月5日(土曜)午後11時59分までにお手続きが完了したもの
掛金請求について	請求額	掛金一括納付申請書に記載の金額（掛金月額の数倍） ※前々月（10月）までに掛金の未納がある場合は、上記記載の金額とは別に未納分の請求をします。	掛金前納申出書に記載の金額（掛金月額の整数倍。ただし、積立限度額に達する場合は端数あり） ※前々月（10月）までに掛金の未納がある場合は、上記記載の金額とは別に未納分の請求をします。
	12月に払込みがなかった場合の掛金請求	令和9年1月請求…請求は行いません。 令和9年2月請求…当月分と令和8年12月分 令和9年3月請求…当月分 令和9年4月請求…当月分と令和9年1月分以降は各月に当月分の請求となります。 〈前納申出額の再請求は行いません。令和9年中に新たに前納を希望する場合は、再度「一括納付申請書」の提出が必要です。〉	令和9年1月請求…請求は行いません。 令和9年2月請求…当月分と令和8年12月分、令和9年1月分の3か月分以降は各月に当月分の請求となります。 〈前納申出額の再請求は行いません。〉

※小規模企業共済では、掛金の前納を「半年払い」または「年払い」でお支払いいただくことが可能です。ご契約者さまから受け付けた『払込区分兼指定納付月変更届』（様式小204）を、払込の希望月（掛金納付指定月）の前月20日（土日祝日は前営業日）までに中小機構へ提出してください。（ただしオンラインでの申込みについては20日が土日祝日であっても受付可能）「年払い」の場合は希望月（年1回）に12ヵ月分、「半年払い」の場合は希望月と希望月の6ヵ月後（年2回）にそれぞれ6ヵ月分の掛金を一括して請求します。
以降、毎年同時期に請求します。

※経営セーフティ共済では、掛金の前納を希望する場合、都度（毎回）「掛金前納申出書（様式㊸214）」を提出してください。

※オンライン申請について、提出期限の直前はアクセスの集中が予想されますので、余裕を持ったお手続きをお願いいたします。

※経営セーフティ共済で令和9年1月に前納を希望する場合、中小機構への手続き書類提出期限は令和9年1月5日（火曜）です。

その他、掛金月額変更等につきましても同様です。お手続きやご相談は、年内に済ませていただきますようお願いいたします。

小規模企業共済

ご注意
ください!!

11～12月のオンラインによる手続きや 「②現金なし」による加入・増額申込みは 令和8年の所得控除対象になりません(所得控除について)

例年11～12月は、年末調整や確定申告を見据え、加入申込時に掛金前納や半年払い、年払いをご希望される方が多くなります。

この期間に、「①現金あり」にて加入申込みをされた場合は、年内に現金（申込時前納・半年払い・年払いを含む）による支払いを行っておりますので、当該支払額は原則として、全額所得控除の対象となります。

しかし、オンラインによるお手続きや、「②現金なし」にて加入申込みをされた場合は、初回のご請求（口座振替）が、翌年（原則、申込月の翌々月、11月加入の場合は翌年1月、12月加入の場合は翌年2月）となるため、当年（令和8年）の所得控除の対象とはなりません（翌年の控除対象となります）。

11月～12月の 加入申込

加入申込み時に年内に掛金を支払い、**当年の所得控除をご希望される場合は、必ず「①現金あり」による加入申込み**をご案内いただきますようお願いいたします。

11月～12月の 掛金増額

同時期の掛金月額増額も同様の理由で、**当年の所得控除をご希望される場合は、必ず「①現金あり」によるお申込み**をご案内いただきますようお願いいたします。
（なお、「②現金なし」で増額申込みや、オンラインで増額のお手続きをする場合、掛金前納のお取扱いもできませんのでご注意ください）

※10月受付であっても、取次ぎの遅れ等により取扱期が11月以降になった場合、
初回の口座振替は翌年1月以降となりますので、「報告遅れ」とならないよう十分ご注意ください。

例

「現金あり」・「現金なし」による加入申込み（12月申込み）の違いについて（月額7万円・年払いの場合の例）年内のお支払い額（赤字のもの）のみが令和8年の所得控除対象となるため、「現金なし」の場合は、所得控除対象となるお支払いが発生しません。

年月	「現金あり」による申込み	「現金なし」による申込み
令和8年12月	加入申込時、84万円を現金にて支払い (令和8年12月～令和9年11月分)	加入審査中のためお支払いなし
令和9年1月	加入審査中のためお支払いなし	同上
令和9年2月	加入審査中のためお支払いなし	初回請求（口座振替）：84万円 (令和8年12月～令和9年11月分)

※令和5年9月より、オンラインでの新規加入申込み、増額のお手続きを開始しております。
オンラインによるお手続きは、全て口座振替による納付となります。（従来の「現金なし」での手続きと同様）
令和8年の所得控除の対象とするためには10月中の手続きが必要です。（ただし、不備なく手続きが完了した場合に限ります。）

加入申込時に前納を受付けた場合の注意点について

経営セーフティ共済の加入申込時の前納には、**(ア)** 2か月後に前納金を口座から引き落とす方法と、**(イ)** 申込月に中小機構が指定する口座に前納金をお振込みいただく方法の2種類があります。

ここでは、それぞれの場合について、お客様にご案内いただきたい注意点についてお知らせいたします。

契約申込書の前納申込欄「14 掛金月額」100,000円とした場合

16 掛金前納申込 (前納方法を選択し ご記入ください。)	①希望する (アかイを選択)	前納方法	ア 初回預金口座振替時に前納を希望する場合 こちらに金額の記入がある場合は 17 掛金納付額 (納付月分を含む) 12 か月分 120000 円 ※初回預金口座振替は原則2か月後になります。加入審査状況によっては、初回の振替が遅れる場合があります。 ※初回預金口座振替額は、お記入の金額に振替前月までの掛金が加算されます。	(ア)をご案内
	②希望しない	前納方法	イ 振込による前納を希望する場合 こちらに金額の記入がある場合は 19 掛金納付額 (納付月分を含む) 12 か月分 120000 円 ※契約申込月内に振込を行ってください。(振込手数料は加入申込者負担となります。) ※振込口座は、契約申込書を提出する委託団体・代理店窓口にてご確認ください。	(イ)をご案内

(ア) 初回の預金口座振替時に前納を希望する場合 (2か月後に前納金を預金口座振替により納付)

前納金は後日、預金口座振替により納めていただきます。申込時に現金による受け取りは行っていないので、預金口座振替については、以下の注意点をご案内ください。前納金を加入申込月または翌月に損金算入させたいお客さまの場合は (イ) をご案内ください。



初回の口座振替は申込月の2か月後です

初回の口座振替は、通常、加入申込月の2か月後に行われます。ただし、申込書の記入事項や添付書類に不備等があった場合、共済契約の締結が遅れ、初回の口座振替が2か月後に行われないことがありますので、ご注意ください。



初回の口座振替額は記入額プラス2か月分です

初回到口座振替される掛金は、申込月分、その翌月分、契約申込書に記入された納付月分を含む掛金納付額の合計となります。つまり、前納分プラス2か月分となり、上記の例では14か月分の140万円が初回の預金口座振替額となります。また、左記ただし書きの理由により初回の口座振替が3か月後に行なわれた場合は、前納分プラス3か月分となります。

(イ) 振込みによる前納を希望する場合 (申込月に中小機構指定の口座へ振込む)

委託機関の皆さまには、お客さまに「前納金振込口座※」をご案内いただいておりますが、同時に以下の注意点をご案内ください。

※「前納金振込口座」は、加入申込者が前納金を振込むために設けられた口座です。中小機構から委託機関ごと（金融機関は支店ごと）に「三井住友銀行 しらゆり支店」の中小機構名義の普通預金口座を割り当てておりますので、契約申込を受け付けた窓口配布されている口座番号を正確にお伝えいただき、加入申込月の同月末までに振り込むよう、ご案内をお願いいたします。



契約者名義でお振込みをお願いいたします

必ず契約申込書に記入した事業所（個人事業主の場合は事業主名）の名称または掛金預金口座振替申出書に記入した口座名義人名で振り込んでいただき、担当の税理士など第三者名義では振り込まないようご注意ください。なお、「株式会社」や「有限会社」なども必ず付けた名称でのお振込みをお願いいたします。



加入申込月の当月中にお振込みをお願いいたします

お振込みによる前納を希望されている場合、契約申込書と入金を月末で締め、確認を行っております。月をまたいで振り込まれた場合、確認に時間を要するため、共済契約の締結が遅れることがあります。また、前納期間が1か月減ることに伴い、前納減額金もその分少なくなります。



振り込みの控えの保管をお願いいたします

後日、委託機関の皆さまを通じて、中小機構よりお振込みに関する照会をさせていただくことがありますので、お振込みの控えは必ず保管するようご案内をお願いいたします。またネットバンキングの場合も振り込み内容※が確認できる控えのページを忘れず印刷しておくようご案内をお願いいたします。

※振込日、振込金額、振込名義人、振込先の口座番号



契約申込書に記載した金額どおりにお振込みをお願いいたします

振込手数料はお客さまの負担としております。振込手数料を差し引いた額を振り込まないようご案内をお願いいたします。

経営セーフティ共済

経営セーフティ共済の令和9年2月分掛金引落しについて

経営セーフティ共済の掛金の引落とし日は毎月27日ですが、同日が休業日にあたる場合は翌営業日となります。そのため、令和9年2月分掛金（前納金含む）の引き落とし日は**令和9年2月27日が土曜日で休業日となることから令和9年3月1日月曜日となり、2月中の口座引落しできません。**

令和9年2月分の掛金引落日が3月1日に変更

× 2月27日(土)

休業日のため引落しされません



○ 3月1日(月)

令和9年2月分が引き落とされます

つきましては、委託機関の皆さまが登録取扱機関となっている2月決算法人のご契約者様や、新規のご加入を検討されている事業者様に対し、2月分掛金（前納金を含む）を2月27日の引落としが休業日のため翌営業日の3月1日に口座引落しにより納付（月払い・前納）した場合の**損金算入時期等、税務上の取扱については、契約者様の所轄税務署に確認を頂くようご案内をお願いいたします。**

2月決算法人が当該事業年度に2月分掛金（前納金を含む）を確実に損金算入する方法

新規加入の場合

手続き時に振込による前納をご案内

令和8年12月から令和9年2月に加入手続きを行われる場合、「**契約申込書**」【様式（中）101】の「**振込による前納**」を選択し、委託機関ごとに通知されている「前納金振込口座」にお振り込みをいただくようご案内をお願いいたします。【事務取扱要領委託団体p.32代理店p.34をご参照ください】

既存ご契約者様の前納の場合

1月27日（水）に前納金の引落しを設定する

【窓口のお手続き】

令和9年2月分の掛金（前納金を含む）については、「**令和9年1月**」の前納手続きをご案内してください。「**掛金前納申出書**」【様式（中）214】の前納希望年月を「**令和9年1月**」と記入し、中小機構に**令和9年1月5日（火曜日）までに到着**するようお手続きをお願いいたします。その場合、前納申出書に記載した前納希望額を、令和9年1月27日に口座引落しいたします。【事務取扱要領委託団体p.46代理店p.52をご参照ください】

【オンライン手続き】

令和9年1月5日（火）の23:59までに、オンライン手続きポータルより「掛金前納申出」を選択し、必要事項をご入力の上、掛金前納の申請を完了していただくようご案内ください。締切日までに手続きが完了した場合、1月27日（水）に前納月数分の掛金（前納金）が引落しされます。締切日までに手続きが完了されませんと、1月に前納をすることはできませんのでご注意ください。

※**既存ご契約者様の前納は、口座引落としのみ**となります。**振込による前納はできません**のでご注意ください。
※ご契約者様（1月に前納残がある方を除く）が掛金月額の変更（減額）と併せて前納を希望する場合には、法令で定める減額事由に該当していることを登録取扱機関が確認したうえで前納を希望する月の5日までに機構に書類が必着する必要がある等、**スケジュールがタイトとなりますので、必ず事前（令和8年12月28日まで）に中小機構にご相談ください。**【事務取扱要領委託団体p.47代理店p.53をご参照ください】

確定申告時に必要な書類について

Q. 掛金は税法上どのような取扱いになりますか？

A. 納付した掛金は、**個人事業の場合は事業所得の必要経費※**、**会社等の法人の場合は損金の額に算入**することができます。また前納掛金については、前納の期間が1年以内であるものは支払った日の属する年分または事業年度において、**必要経費または損金の額に算入**できます。

ただし令和6年10月1日以降に共済契約を解約し、再度共済契約を締結（再加入）する場合、その解約の日から2年を経過する日までの間に支出する掛金については、必要経費または損金の額に算入できません。

※個人事業の場合、掛金は事業所得以外の収入（不動産所得等）の必要経費として算入が認められませんのでご注意ください。

Q. 確定申告の際は、どのような書類が必要ですか？

A. **〔個人の場合〕→**
「特定の基金に対する負担金等の必要経費算入に関する明細書」に必要事項を記入し、確定申告書に添付してください。

〔法人の場合〕↓
「特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書」と損金に算入する額（法人税関係特別措置の適用を受ける額）を記載する「適用額明細書」に必要事項を記入し、確定申告書に添付してください。

特定の基金に対する負担金等の必要経費算入に関する明細書

特定の基金に対する負担金等の必要経費算入に関する明細書

様式ID N750VKX100010010

納税者氏名 (年分)

基金に係る法人名	①				
基金の名称	②				
告示番号	③	第 号	第 号	第 号	第 号
当年に支出した負担金等の額	④	円	円	円	円
同上のうち必要経費に算入した額	⑤				

III 特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有権特例法人の内部への売却に係る所得の特別控除、特定の基金に対する負担金等の損金算入及び特定業績連動給付の損金算入に関する明細書

事業年度 法人名

別表十四 令八・四・一以後終了事業年度

I 社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書		円	円
医業又は歯科医業に係る総収入金額	1		
医又は歯科医業に係る経費の額	4		
同上のうち社会保険診療報酬に係る収入金額	2		
同上のうち社会保険診療報酬に係る経費の額	5		
損金算入限度額 (1)の金額が7,000万円超である場合は0	3		
計算 (3)-(5)	6		
損金算入限度額の計算			
社会保険診療報酬に係る収入金額			
法定経費率による経費の額			

II 特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

基金に係る法人名	23				
基金の名称	24				
告示番号	25	第 号	第 号	第 号	第 号
当年に支出した負担金等の額	26	円	円	円	円
同上のうち損金の額に算入した金額	27				

IV 特定業績連動給付の損金算入に関する明細書

特定業績連動給付の支給を受ける役員

事業年度分の適用額明細書

適用額明細書

事業年度

基金に係る法人名	23				
基金の名称	24				
告示番号	25	第 号	第 号	第 号	第 号
当年に支出した負担金等の額	26	円	円	円	円
同上のうち損金の額に算入した金額	27				

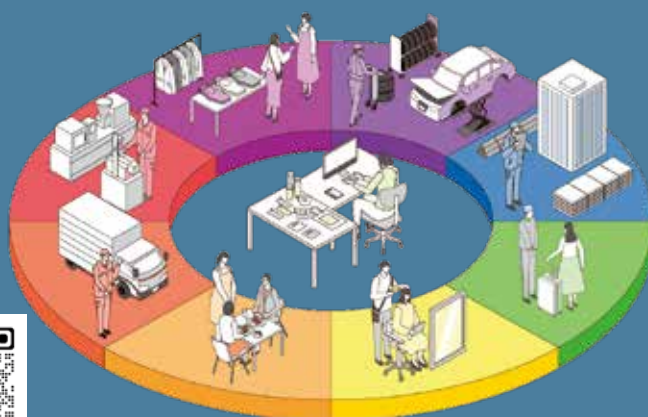
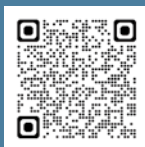
出典：いずれも国税庁ウェブサイト

参考 経営セーフティ共済のご契約者さまには、毎年2月から3月にかけて「掛金納付状況のお知らせ」（掛金納付状況兼領収書）をお送りしています。

省力化・生産性向上への第一歩
今から始めませんか？

省力化ナビ

対象業種が
5業種追加されました！



「省力化ナビ」では、中小企業のみならず、省力化・生産性向上の取組に一步踏み出すための“気づき”を得られるよう、業種ごとの取組事例やツールを提供しています。無料で簡単に、業種別のお悩みと解決策をご紹介、省力化への第一歩をサポートします！また、補助金活用にもメリットがあります。

省力化ナビの特徴

- 業種別にノウハウを整理！会計、人事など業種共通業務にも対応
- イラストで直感的に課題と解決策が理解できる！
- 補助金活用にもメリット



対応業種

- ・ 飲食業
- ・ 宿泊業
- ・ 小売業
- ・ 理容・美容業
- ・ 自動車整備業
- ・ 製造業
- ・ 運輸業（トラック・倉庫）
- ・ 建設業
- ・ 業種共通（バックオフィス業務）
- ・ クリーニング業
- ・ ビルメンテナンス業
- ・ 冠婚葬祭業
- ・ 運輸業（バス・タクシー）
- ・ 警備業

NEW

省力化ナビの使い方

業種を選択

フォームに沿って
質問に答える

簡易チェック

業種別の
よくある悩みを
イラストで表示

解決策を表示

選択した悩みに
対する解決策を
選択

取組方法を確認

取組方法、取組事例、
相談先となる
支援機関を紹介

- ☐ 業種
- ☐ 所在地
- ☐ 従業員数
- ☐ 事務所数
- ☐ 資本金(任意)
- ☐ 売上高(任意)

Before(現状の課題)



After(あるべき姿・解決策)



PayPay銀行、ドコモSMTBネット銀行も掛金引落口座として設定できるようになりました！

令和8年9月7日（月）より経営セーフティ共済において、**個人事業主の方に限り、オンライン口座振替受付サービスで、PayPay銀行、ドコモSMTBネット銀行の口座を、掛金引落口座に設定できるようになりました。**

これまで個人事業主のご契約者様は、ゆうちょ銀行、楽天銀行、GMOあおぞらネット銀行も掛金引落口座として設定することが可能でしたが、さらにPayPay銀行、ドコモSMTBネット銀行も掛金引落口座として設定できるようにサービスが拡がりました。

ご留意事項

◆経営セーフティ共済オンライン手続きポータルにて加入申込書を作成し、**委託団体経由で加入手続きをされる場合に限り**ます。掛金引落口座の設定は、経営セーフティ共済オンライン手続きポータルで契約申し込みの際に行うことができます。

◆法人の方は、経営セーフティ共済オンライン手続きポータルで、掛金引落口座の設定が完了しません。取扱店の窓口にて、掛金預金口座振替申出書の提出が必要です。なお、GMOあおぞらネット銀行に限り、同行の法人口座を掛金引落口座として設定することが可能です。中小機構又は委託団体から「経営セーフティ共済契約申込書」（注1）をお取り寄せいただき、GMOあおぞらネット銀行へ書面で提出してください。（この場合、オンラインでのお手続きはできませんのでご注意ください。）（注2）

注1 「経営セーフティ共済契約申込書」は、「契約申込書」と「掛金預金口座振替申出書」がセットになっています。GMOあおぞらネット銀行へ提出する際は、切り離さずにご提出ください。

注2 加入時のみ、GMOあおぞらネット銀行の口座を掛金引落口座として設定することができます。すでに加入している法人契約者の掛金引落口座を他の金融機関の口座からGMOあおぞらネット銀行の口座へ変更することはできません。

商工共済ニュース発行通知メール ご登録のお願い

商工共済ニュースをタイムリーにご参照いただくために、発行時にお知らせをお送りする仕組みをご用意しております。発行時の通知をご希望される場合には、以下のフォームに、**委託機関様の情報及び通知を受け取るメールアドレスのご登録**をお願いいたします。

今後、新システム等に関わる重要なご連絡について、このご登録メールアドレス宛てにお送りしていく予定です。

商工共済ニュース発行通知登録フォーム

<https://service.smrj.go.jp/cas/customer/questions/cdee0820a7ea42f1b3d5f379f942680b>



Be a Great Small.
中小機構

中小企業の価値を、
日本の原動力に。

独立行政法人

中小企業基盤整備機構 共済事業推進部

編集人：独立行政法人 中小企業基盤整備機構

発行所：〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1

共済制度に関するお問い合わせ

共済制度のお問い合わせにつきましては、中小機構ホームページ内の「お問い合わせフォーム」や「よくある質問」をご利用いただくか、共済相談室にお電話下さい。

共済相談室（平日9時～17時） **050-5541-7171**

共済サポートnavi <https://kyosai-web.smrj.go.jp/skyosai/call/>

